

## ◎提出書類について

下表の加算を新たに算定する場合または報酬区分及び加算の変更をする場合、次の書類に加えて各加算等に係る添付書類を提出すること。

- ・介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書（別記様式第7号）
  - ・介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
  - ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙2）（※1、※2）、組織体制図（別紙2-1）
- （※1）兼務先がある場合は、兼務先の事業所分も添付  
（※2）共同生活援助事業所は、住居ごとに分けて提出

## 報酬改定及び前年度実績等に基づき決定される報酬区分及び加算

	サービスの種類	療養介護	生活介護	共同生活援助	施設入所支援	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	地域移行支援	計画・児相談支援
本体報酬	基本報酬算定区分 (サービスごとに様式あり) ※1			○			○	○	○	○	○ ※2	○
加算	人員配置体制加算	○	○									
	夜勤職員配置体制加算				○							
	就労移行支援体制加算		○			○		○	○			
	移行準備支援体制加算						○					
	重度者支援体制加算							○	○			
	視覚・聴覚言語障害者支援加算		○	○	○	○	○	○	○			
	目標工賃達成指導員配置加算								○			
	賃金向上達成指導員配置加算							○				
	重度障害者支援加算Ⅰ				○							
	夜間支援等体制加算			○								
	就労定着実績体制加算									○		
	通勤者生活支援加算			○								

※1 共同生活援助事業所においては、「世話人配置区分」のこと

※2 地域移行支援サービス費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合のみ必要

★各加算に必要な添付書類については、和歌山市ホームページにて確認すること